

## 変動型最低制限価格制度の試行実施について（令和3年4月以降）

### 1. 対象案件、実施時期

(1) 対象案件は工事請負の競争入札のうち、**予定価格5千万円以上の案件及び予定価格5千万円未満の一部の案件とする**（低入札価格調査制度の適用案件を除く。）。課題等の検証を行ったうえで、適用範囲を拡大する予定。

※ 入札公告又は指名通知書等において「変動型最低制限価格を設ける旨」記載。

(2) **令和元年12月1日より実施。**

### 2. 最低制限価格の算定方法

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件の最低制限価格の算定は、次によることとする。

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times 0.875 + (\text{入札価格の平均額} - \text{予定価格} \times 0.875) \times 0.3$$

※ 上記により算定した額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

### 3. 入札価格の平均額の算定方法

最低制限価格の算定に用いる「入札価格の平均額」の算定は、次によることとする。

(1) 入札価格が予定価格を超える場合は、当該入札価格を予定価格と同額とみなす。

(2) 入札価格が予定価格×0.75を下回る場合は、当該入札価格を予定価格×0.75とみなす。

(3) 無効又は失格となった入札がある場合は、(4)の場合を除き、その入札価格を平均額の算定の対象としない。

(4) 最低制限価格の決定後に無効又は失格となった入札がある場合でも、入札価格の平均額の再算定は行わない。

※ 上記(2)により算定した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

※ 上記により算定した入札価格の平均額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

### 4. 最低制限価格の算定の具体例（予定価格1億円の場合）

	入札価格	平均額算定上の入札価格	入札価格の平均額	最低制限価格	結果
A社	68,000,000	75,000,000	88,833,333	87,899,900	最低制限価格未満
B社	75,000,000	75,000,000			最低制限価格未満
C社	88,000,000	88,000,000			落札
D社	95,000,000	95,000,000			
E社	101,000,000	100,000,000			
F社	120,000,000	100,000,000			

※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

### 5. その他留意事項

(1) 再度入札以降の入札における最低制限価格は、初度入札において算定した最低制限価格と同額とする。

(2) 参加した入札において、変動型最低制限価格の算定結果に疑義がある場合は、落札決定日の翌日から起算して2開庁日後までに契約担当課まで申し出ることができる。

(3) 変動型最低制限価格の取扱いに関する詳細は、局のホームページに「西宮市上下水道局建設工事請負契約に係る変動型最低制限価格取扱要領」を掲載予定。